

### 第3号議案

#### 春日市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

#### 提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の一部改正により、スマートフォンを利用した公的個人認証サービスが開始されることに伴い、多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付の申請に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市印鑑条例の一部を改正する条例

春日市印鑑条例(昭和51年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「登録者であって」を「登録者は、」に改め、「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を、「利用者証明用電子証明書」の次に「(以下「利用者証明用電子証明書」という。)」を加え、「の交付を受けているものは、当該個人番号カード」を「又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(利用者証明用電子証明書を記録した公的個人認証法第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)」に改める。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。